

光産業創成大学院大学聴講生規程

（目的）

第1条 光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）における聴講生の取り扱いに関し必要な事項を定める。

（入学資格）

第2条 聴講生として入学することのできる者は、次に該当する者とする。

（1）聴講しようとする授業科目について、当該授業科目を聴講するに十分な学力を有すると認められた者

（入学の時期）

第3条 聴講生の入学の時期は、学年の始め、または後学期の始めとする。

（期間）

第4条 聴講生として聴講することができる期間は、1学年とする。

（出願手続）

第5条 聴講生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに次に掲げる書類に入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

（1）聴講生願書（本学所定用紙）

（2）現職を有する者は、所属長の承諾書

（3）その他必要と認める書類

2 本学に在学した者が聴講生として入学を志願する場合は、前項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

3 期間を終了した者が再び聴講生として入学を志願する場合は、改めて第1項に定める手続を行わなければならない。ただし、同項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第6条 前条の入学志願者に対しては、研究科教授会において選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに当該研究科において指導を受けた上で、誓約書（本学所定用紙）及び聴講登録票（本学所定様式）を提出するとともに、登録料及び授業料を納入しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

（納付金）

第7条 聴講生が納入すべき入学検定料、登録料及び授業料については、別表のとおりとする。

2 納付された検定料、登録料及び授業料は返還しない。

（聴講生証）

第8条 聴講生には、聴講生証を交付する。

2 聴講生が通学する際には、聴講生証を携帯しなければならない。

(施設の利用)

第9条 聴講生は、大学図書館その他聴講に必要な施設を利用することができる。

(事務)

第10条 聴講生に関する事務は、事務局において行う。

(細則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経なければならない。

付則

この規程は、令和5年4月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

検定料	入学料	授業料
10,000円	20,000円	1単位につき 20,000円